

日本女子体育大学情報処理センターサイバーセキュリティ対策基本方針

(令和4年 学承 第10号)

令和5年 2月 9日制定

(目的)

第1条 日本女子体育大学(以下「本学」という。)情報処理センターは、本学の理念と使命を実現するため、本学情報処理センターが管轄する情報及び情報システムを対象にサイバーセキュリティ対策を実施する。

(方針)

第2条 前条の目的を達するため、本学情報処理センターはサイバーセキュリティ対策基本規程(以下、「対策基本規程」という。)及びその他の規程等の定めるところにより、以下の対策を行う。

- (1) サイバーセキュリティ対策の実施体制の整備
- (2) 情報処理センターが管轄する情報及び情報システムの保護
- (3) 情報システムや情報サービスの管理・運用
- (4) サイバーセキュリティインシデントへの対処
- (5) 利用者への啓発・教育
- (6) 前各号を含むサイバーセキュリティマネジメントの実施

(義務)

第3条 本学情報処理センターが管轄する情報及び情報システムを利用する者、管理・運用の業務に携わる者は、本方針、対策基本規程及びその他の規程等を遵守しなければならない。

(罰則)

第4条 本方針に基づき定められる規程等に違反した場合の利用の制限および罰則は、日本女子体育大学学則及び学校法人二階堂学園賞罰規程に則って行うほか、それぞれの規程に定めるところによる。

(改廃)

第5条 本方針の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この方針は、令和5年 2月 9日より施行する。